

募集型企画旅行条件書（契約書面）

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取附条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、株式会社JTBガイアレック（東京都豊島区東池袋1-10-1 観光局長官登録旅行会社（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様が当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます）を締結することになります。

(2) 当社お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます）の提供を受けることができるように手配し旅行管理の役割を担います。

(3) 旅行契約の内容・条件は、パンフレットまたはインターネットホームページにおいて旅行日程等その他の条件を説明したものを（以下総称して「パンフレット」といいます）、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する企画書（以下「最終旅行日程表」といいます）および、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部（以下「当社約款」といいます）によります。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

(1) 当社は「お客様リスト」に記載された当社の委託営業所（以下「当社」といいます）にて必要事項をお申し込みの上、パンフレットに記載した申込金（次表）を添えてお申し込みください。当社は、専用紙の都合上、専用紙・画面上に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰りこめます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社からお申し込みはなかったものとして取り扱います。

区分	申込金（おとり様）
旅行代金100万円以上	20万円
旅行代金60万円以上100万円未満	10万円
旅行代金30万円以上60万円未満	5万円
旅行代金15万円以上30万円未満	3万円
旅行代金10万円以上15万円未満	2万円
旅行代金10万円未満	旅行代金の20%以内

(2) 【1】当社は電話、郵便およびファクスよりその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内にお申し込みを確認の上、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社からお申し込みはなかったものとして取り扱います。

(2) ネットで予約・店舗でお支払いをする場合には、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申し込みを確認の上、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社からお申し込みはなかったものとして取り扱います。

(3) 旅行契約は、電話によるお申込の場合、本項（2）により申込金当社が受領したときに、また、郵便又はファクスよりお申し込みの場合、申込金のお支払い後、当社が旅行契約を承諾する旨を通知したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクスよりその他の通信手段でお申込の場合であり、通常契約によって契約を成立させるときは、第24項（3）の定めにより契約が成立いたします。

(4) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申込みがなされた場合、契約の締結および解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

(5) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなくてはなりません。

(6) 当社は、契約責任者が構成者に対して負に無い、又は又将来負うことが予測される債務は義務については、何ら責任を負うものではないものとします。

(7) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で廃業その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が待てる場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い（以下「ウェイティングの取扱い」といいます。）をすることがあります。

(1) お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの返信をお待ちいただける期間（以下「ウェイティング期間」といいます。）を確認の上、申込書と申込金相当額をご提出いただけます。この時点で旅行契約は成立しております。また、当社は、得て旅行契約が成立することを約束するものではありません。

(2) 当社は、前（1）の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。

(3) 旅行契約は、当社が前（2）により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発信した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時）に成立するものといたします。

(4) 当社は、ウェイティング期間中に旅行契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。

(5) 当社は、ウェイティング期間中に当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいただきます。

4. お申し込み条件

(1) 20才未満の児童は親権者の同意書が必要ですが、15歳未満もしくは中学生以下の方に参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) ご参加にあたり特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(3) お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(4) お客様が当社に対して暴力の又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いた行為を行なった場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(5) お客様が風俗を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務妨害をするなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(6) 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になつていられる方や心身障害がある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊婦の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、導盲犬、介助犬）をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込の際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい（旅行契約成立後にこれら状態になった場合も必ずお申し出ください）。あらためて当社がご案内申し上げますので、旅行中に必要な措置の内容を具体的に申し出ください。

(7) 前号の申し出を受け付けなかった場合は、可能な合理的な範囲内でこれに対応します。これに際しては、お客様の状況及び必要とする措置についてお問い合わせし、又は書面でもお申し出いただくことがあります。

(8) 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を要する者を条件とする場合があります。これに際しては、お客様の状況及び必要とする措置を考慮することがあります。なお、お客様からお申し出いただいた措置を考慮することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきます。なお、お客様からの申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に関する費用は原則としてお客様の負担となります。

(9) 当社は、本項（1）（2）（6）（7）（8）の場合、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、（1）（2）はお申し込みの日から、（6）（7）（8）はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(10) お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断し追加の処置を必要とする状態になったとき当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるための必要な措置をとらせていただきます。これにかかるとの費用はお客様のご負担となります。

(11) お客様のご都合による別割代金は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でご対応する場合があります。

(12) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は他方行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13) その他当社の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りする場合があります。

●旅行企画・実施

株式会社JTBガイアレック
※営業時間 月～土/10:00～18:30 日・祝日/休業

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程・旅行サービスの内容その他の旅行条件および当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。

(2) 本項（1）の契約書面を補完する書類として、当社にはお客様に、集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表をお渡しするとともに旅行開始日の前日までに御渡します。（原則として旅行開始日の2週間前～7日前にはお渡しするよう努めますが、年末年始やコンピュータワーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始日の前日に御渡しすることがあります。この場合でも旅行開始日の前日までに御渡します。）ただし、お申し込みが旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に旅行日程表をお申し出がなされた場合は、お客様のご都合により、お客様の承諾日といたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算して60日目にあたる日以降、21日目にあたる日よりお支払いいただきます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申し込みの場合は、旅行開始日の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。また、当社にお客様が第24項（1）に規定する通常契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様が提携カードがあるときは、提携会社のカードよりお客様の署名を添えて旅行代金（申込金、追加代金として表示したものを含みます）やお客様の氏名に規定する取消料・違約料、第24項（1）に規定されている追加料金および第14項記載の交通手数をにお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し込みの日であり、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

「旅行代金」は、第3項（1）の「申込金」、第15項（1）の「【1】の【1】の「取附料」、第15項（1）の「【2】の【1】の「取附料」、および第23項（1）の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方法は、「旅行代金として表示した金額」プラス「追加代金として表示した金額」マイナス「割引代金として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等運送機関の運賃・料金を（この運賃・料金は、運送機関の課税付加運賃、料金（原価水準の異なった変動に反応するため、一定の期間および一定の条件に限りあらかじめ旅行者に一律に課せられるものに限ります。）を含みません。また、等級の選択ができるコースと特定の等級を利用するコースとがあり、パンフレットに明示します。）

(2) 旅行日程に含まれる送迎入等のお金（航空・駅・埠頭と宿泊施設/旅行日程に「お客様負担」と表記している場合を除きます。）

(3) 旅行日程に明示した観光の料金を（入浴料金、ガイド料金、入場料）

(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金および朝食・サービス料金を（旅行日程に「お客様負担」と表記している場合を除きます。パンフレット等に特に別途の記載がない限り、1人部屋に2人ずつの食料を基準とします。）

(5) 旅行日程に明示した食料の料金および税・サービス料金を
お1人様2人様1人様の手荷物運搬料金を（航空機で運搬の場合にはお1人様20kg以内が原則となっておりますが、ご利用等級や運送により異なります。詳しくは係員にご相談ください。なお、手荷物の運送は当該旅行運送機関が行い、当社は運送機関への運送委託手続きを代行するものです。また、航空会社の手荷物有料に併い一部含まれない場合があります。）

(6) 現地で手荷物の運送料金を（一部含まれないコースがあります。）
但し、一部の航空・駅・埠、ホテルにはポーターがない等の理由により、お客様ご自身に運送していただく場合があります。）

(7) 添乗員費用
上記費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

(8) 燃費サージャージ込みコースの燃費サージャージ
該当コースについては、航空会社の定める燃費サージャージの増額・減額があった場合は追加徴収および返金いたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

前項（1）から（9）のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に明示いたします。

(1) 超過手荷物料金（特定の重量・容量・個数を超える分について）

(2) 各航空会社より設定された手荷物運搬料金および、有料の機内食や飲み物代金等、および前項（6）における航空会社の定める手荷物の有無料

(3) カルティング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対する心付けその他の追加徴収等個人性質の諸費用およびそれに伴う朝食・サービス料

(4) 渡航手続関係諸費用（旅券印紙代、査証料、予防接種料金・渡航手続代行料金）

(5) ご希望の多参加されるオプション・ツアー（別途料金の小旅行）の料金

(6) 運送機関が課税付加運賃・料金（例：燃費サージャージ）
※航空会社の定める付加運賃・料金の額が変更された場合は、増額になったときは不足分を追加徴収し、減額になったときはその分を返金いたします。（前項（9）のコースの燃費サージャージは除きます。）

(7) 第8項（4）で旅行日程に「お客様負担」と明示した宿泊の税・サービス料金

(8) 日本国内の空港施設使用料等

(9) 日本国内における自宅から出発する空港集合・解散地点までの交通費および旅行開始日の前日、旅行終了当日の宿泊費

(10) 旅行日程中の空港送迎（ただし、空港送迎を含みますことを、当社がパンフレット、またはホームページで明示したコースを除きます。）

10. 追加代金と割引代金

(1) 第7項（1）の「追加代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合は除きます。）

① 1人部屋を使用された場合の追加代金
② パンフレット等で当社が「グランドアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプ別のグレードアップのための追加代金
③ 「食事なしプラン」等を基本とする「食事つきプラン」等の追加代金
④ パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
⑤ パンフレット等で当社が「C・Vクラス プレミアムエコノミー席追加代金」と称する航空座席のクラス変更に必要な運賃差額
⑥ 国内線特別代金プラン
⑦ その他パンフレット等で「××××追加代金」と称するもの（ストリートチェックイン追加代金、航空会社指定ご希望を受け取るパンフレット等に記載した場合の追加代金等）

(2) 第7項（1）の「割引代金」は、以下の代金をいいます。（あらかじめ、割引後の旅行代金を設定した場合は除きます。）

① パンフレット等で当社が「トリプル割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊するときに条件に設定した1人あたりの割引代金
② その他パンフレット等で「〇〇割引代金」と称するもの

11. 渡航手続、旅券・査証について

(1) 旅行に要する旅券・査証・予防接種証明書等の渡航手続は、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社は、所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社にはお客様ご自身に起因する事由による旅券・査証等の取得ができないことその責任を負いません。

(2) 渡航手続の国又は地域によって旅券の有効期間を要する場合は査証を必要とする場合があります。パンフレット又は別途お渡しする書面記載内容をよくご確認ください。

12. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供が停止し、官公署の命令、当初の設計計画によらない運送サービス等の提供の他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるために中止や変更したときは、お客様にあらかじめお渡しされた当該事由が当社の関与し得ないものである理由および当該事由による因果関係を説明して旅行サービス提供中止の旨をお知らせいたします。ただし、緊急の場合においてお客様に危害を及ぼさず速に説明いたします。

13. 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金および追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等による通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂額差額に旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 当社は本項（1）の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項（1）の定めるところにより、その減少額に旅行代金を減額します。

(3) 旅行内容が変更され、旅行実施による費用が減少したときは、当社はその変更差額に旅行代金を減額します。

(4) 第12項より旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスにに対して取消料、違約料その他に支払い、又はこれらに支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、サービスの提供が行われてにもかかわらずに運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生したことによる変更の費用を除き、当社はその変更差額に旅行代金を変更します。

(5) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員より旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後当社に備すべき事由による当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

14. お客様の苦情

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲渡することができます。ただしこの場合、お客様が所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、旅行に要する取附料として10,800円（消費税別）をいただきます（既に航空券を発行している場合、別途再発行費に関する費用を請求する場合があります。）また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を受け取りたい方、この旅行契約に関する一切の権利および義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の苦情に適切に対応しない理由により、交替をお断りする場合があります。

15. 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行契約解除
① お客様の解除権
a. お客様はパンフレットに記載した取消料（おとりにつき）（次表）をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業時間内にお受けします。

●国内旅行に係る取消料

区分	取消料
1. 1次目以外の募集型企画旅行契約 イ 旅行開始日の前日から起算して20日目以前に旅行代金を20%に減額する旨を通知した場合は、旅行開始日の前日から起算して20日目以降に解除する場合（口から口までには掲げる場合を除く。） ロ 旅行開始日の前日から起算して7日目以前に旅行代金を30%に減額する旨を通知した場合は、旅行開始日の前日から起算して7日目以降に解除する場合（口から口までには掲げる場合を除く。） ハ 旅行開始日の前日に解除する場合 ニ 旅行開始当日に解除する場合（口には掲げる場合を除く。） ホ 旅行開始後の解除は無連絡不参加の場合	旅行代金の20% 旅行代金の40% 旅行代金の50%
2. 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定により

●海外旅行に係る取消料

区分	取消料
1. 本邦出国時又は帰国時に航空機を利用する募集型企画旅行契約（2、3に掲げる旅行契約を除く。） イ 旅行開始日がピーク時の旅行である場合であつて、旅行開始日の前日から起算して20日目以前に旅行代金の10%（但し最高20万円に当たる日以内）に減額する旨を通知した場合は、旅行開始日の前日から起算して20日目以前に解除する場合（口から口までには掲げる場合を除く。） ロ 旅行開始日の前日から起算して20日目以前に解除する場合（口から口までには掲げる場合を除く。） ハ 旅行開始日の前日に解除する場合 ニ 旅行開始当日に解除する場合（口には掲げる場合を除く。） ホ 旅行開始後の解除は無連絡不参加の場合	旅行代金の10% お申込金 旅行代金の20% 旅行代金の50% 旅行代金の100%
2. 貸切船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定により
3. 旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含む募集型企画旅行契約（4に掲げる旅行契約を除く。） イ 日程に含まれるクルーズに係る取消料の取消料収受期間の起算日であるクルーズ開始日及び旅行開始日と読み替えた期間中に解除する場合（口から口までには掲げる場合を除く。） ①クルーズの泊数当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数（航空機内のもを除く）②において同じ。の50%以上のもの（当該期間に相当するクルーズの取消料収受期間の区分に適用される取消料率の2分の1に相当する率以内※詳細は取引条件書面参照） ③クルーズの泊数当該募集型企画旅行の日程中の宿泊数の50%未満のもの、当該期間に相当するクルーズの取消料収受期間に適用される取消料率の、の1に相当する率以内※詳細は取引条件書面参照	旅行代金の80% 旅行代金の100%
4. 本邦出国時及び帰国時に船舶を利用する募集型企画旅行契約	当該船舶に係る取消料の規定により

注「ピーク時」とは12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

イ、お客様は次の項目に該当する場合は取消料無条件に旅行契約を解除することができます。

ア. 旅行契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限りです。

第13項（1）に基づき、旅行代金が増額設定されたとき、

イ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

ロ. 当社がお客様に対し、第5項（2）に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までに御渡ししなかったとき、

ハ. 当社がお客様に対し、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき、

ニ. 当社は本項（1）の【1】の【1】により旅行契約が解除されたときは、既に收受した旅行代金（あるいは申込金）が所定の取消料を差し引く払い戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を払い戻します。また本項（1）の【1】の【1】により、旅行契約が解除されたときは、既に收受した旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻します。

エ. 日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は中止してください」というの危険情報が発出された場合は、当社は原則として旅行実施を中止しやめます。但し、十分な安全措置を実施することが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合（当社が旅行を実施する場合）、お客様が旅行にお支払いになったときは、所定の取消料が必要となります。

オ. お客様のご都合による発売日およびコースの変更、運送・宿泊機関等の行程中の一節の変更については、旅行全体のお取消料をみなし、所定の取消料を取扱います。

カ. 当社の責任とならない各種ローンの取扱いおよびその他渡航手続上の事由に基づき取消料しない場合も、所定の取消料を支払います。

【2】 当社の解除権
ア. お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金をお支払いしないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項（1）の【1】の【1】に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ. 次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
b. お客様が第4項（3）から（5）までのいずれか1項に該当することが判明したとき。

東京 03-5950-9581

大阪 06-6342-6502

〒170-0013 豊島区東池袋1-10-1 住友池袋駅前ビル9階

〒530-0003 大阪府大阪市北区堂島1-5-17 豊島グランドビル9階

